

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

私のA株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成18年6月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、18年6月8日に25万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日は72万円、18年6月8日は66万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

私のA株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、15年12月10日に72万円、18年6月8日に66万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日は120万円、18年6月8日は75万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

私のA株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、15年12月10日に120万円、18年6月8日に75万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は89万円、18年6月8日は130万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

私のA株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、15年12月10日に89万円、18年6月8日に130万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を78万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

私のA株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成15年12月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、15年12月10日に78万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月2日から同年8月1日まで

私は、A株式会社に昭和40年6月から43年8月まで勤務していたが、同社C支店から同社D支店に異動したときの申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された辞令台帳及び複数の元同僚の供述により、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A株式会社D支店は昭和41年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人は申立期間において引き続き同社C支店における厚生年金保険の被保険者となるべきであったと考えられることから、同社C支店における被保険者の資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5132

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
私は、A市Bに所在するCに昭和 38 年 8 月から 47 年 2 月まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚は、「申立人は、D株式会社（E区に所在）のBの店舗で勤務していた。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同店舗で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D株式会社は昭和 48 年 7 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D株式会社のBの店舗で勤務した複数の元同僚は、同社における厚生年金保険の被保険者期間と、実際に勤務した期間に相違がある旨供述しており、同社は、Bの店舗で勤務する従業員を勤務する全ての期間について厚生年金保険の被保険者とする取扱いをしていなかった可能性がうかがえる。

さらに、D株式会社の事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

一方、オンライン記録において、申立期間当時、「C」という事業所名称で、A市に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで
② 昭和 55 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私が、A株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額を調べたところ、申立期間①及び②の標準報酬月額が低くなっていることが判明したので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「標準報酬月額が6万円から4万8,000円に下がることは考えにくい。」と主張している。

しかし、A株式会社は、「昭和44年頃、申立人はB県へ長期出張していた。また、長期出張期間中の給与は、本給のみの支給であり、残業手当等は支給しない。その代わりに本給とは別に出張手当を月ごとに支給していた。標準報酬月額には、残業手当は含めるが、出張手当は含めていない。」と回答している。

また、申立人と同時期に資格取得している元同僚で、昭和43年から44年までに標準報酬月額が前年より下がっている者は申立人以外に6名おり、そのうち5名は、「長期出張をしていた。」と供述している上、そのうち2名は、「B県に長期出張中の給与は本給だけであった。残業手当の支給が無い分、別に出張手当が支給されていた。給与は本給だけだったので、標準報酬月額が下がっていることについて、特におかしいとは思わない。」と供述している。

さらに、申立人から提出された昭和45年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した

厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の控除額合計とおおむね一致している。

加えて、申立期間①について、当該事業所は、「賃金台帳及び社会保険関係の書類は、保存年限が過ぎているので、全て廃棄処分している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A株式会社では、定時決定は毎年10月、月額変更は毎年8月であり、それ以外の月に標準報酬月額の改定は行っていないので、昭和55年11月に標準報酬月額が36万円に改定されているのは入力誤りであり、同年10月から36万円に改定されるはずである。」と主張している。

しかし、当該事業所の担当者は、「当社の定期昇給は毎年4月であるが、労働組合との合意が4月以後にずれ込むこともあり、8月にずれ込んだ場合は、8月に昇給の差額を支払い、8月、9月及び10月の3か月間の報酬月額の平均を算出し、標準報酬月額の等級が2等級以上変わったときは11月から標準報酬月額を改定することがあった。」と回答しているところ、当該事業所の事業所別被保険者名簿において、昭和55年7月31日までに被保険者資格を取得している971名のうち、申立人と同様に同年11月に標準報酬月額が改定されている者は364名確認できることから、当該事業所が同年11月に標準報酬月額を改定する月額変更届を社会保険事務所（当時）に届け出たものと考えられる。

また、申立期間②の標準報酬月額（定時決定）については、昭和55年5月から同年7月までの3か月間の報酬の総額を3で除して得た額に基づき決定されるところ、A株式会社から提出された資料（申立人作成の給与・賞与一覧表）により算出した額に相当する標準報酬月額は30万円であり、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間②について、当該事業所は、「賃金台帳及び社会保険関係の書類は、保存年限が過ぎているので、全て廃棄処分している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から平成6年7月1日まで
② 平成11年1月1日から同年5月31日まで
③ 平成14年4月1日から15年4月1日まで

私がA株式会社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③における標準報酬月額の記録が、実際の報酬月額より低い額になっている。調査の上、実際の報酬月額に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立期間①当時の家計簿を基に作成したとする報酬月額の月別状況によると、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬が支給されていたこととなるが、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認することができる給与明細書等の資料は所持していない。

また、申立期間①にA株式会社において厚生年金保険被保険者記録を有する者のうち10名に照会し2名から回答を得たが、両名とも、給与明細書を所持しておらず、保険料控除額を確認できない上、「標準報酬月額の記録と給与支給額が一致しているのか分からない。」と回答している。

さらに、A株式会社は、「当時の保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保存していないが、国の記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行っており、その標準報酬月額に相当する保険料を控除していた。」と回答している上、同社から提出された、申立人の「健康保険・厚生年金保険・雇用保険台帳」における申立期間①の標準報酬月

額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、当該事業所が加入しているB厚生年金基金における標準報酬月額の記録は、厚生年金保険の標準報酬月額と一致している。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に係る定時決定及び随時改定の記録は、適正な時期に処理されており、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された平成 11 年 1 月分及び同年 2 月分の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できるとともに、申立人から提出された平成 11 年分給与所得の源泉徴収における社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（厚生年金基金掛金を含む。）、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致していることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された申立期間③に係る給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。